

福岡県公報

令和八年十月二十七日
第七百三十九号
増刊
①

目次

再掲

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)……………一

再掲

福岡県条例の公布等に関する条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年十月二十三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第五十三号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第二号の表福岡県職員倫理審査会の項の次に次のように加える。

福岡県不当な要求等
調査委員会

福岡県職員に対する不当な要求等を防止することにより
県民の利益を守るための条例(令和八年福岡県条例第五
十三号)第八条第三項の諮問に応じて、同条第二項の調
査結果について必要な調査を実施の上、妥当性を審査し
、その結果について答申すること。

総務部
人事課

附則

この規則は、公布の日から施行する。